

こ成保第441号
令和8年5月29日

各 都道府県知事
都道府県教育委員会教育長 殿
指定都市・中核市市長
指定都市・中核市教育委員会教育長

こども家庭庁成育局長

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

このたび、幼児教育・保育の無償化に関して、別添のとおり、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」（令和8年政令第188号。以下「改正政令」という。）及び「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和8年内閣府令第54号。以下「改正府令」という。）が令和8年5月29日に公布され、同年10月1日に施行されます。

改正政令及び改正府令の概要は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その運用にあたっては遺漏のないようお取り計らいください。

各都道府県知事におかれましては、域内の市区町村長（指定都市長・中核市長を除く。）に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれましては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会・中核市教育委員会を除く。）に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

子育てのための施設等利用給付は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等を利用する3歳から5歳までのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯等のこどもを対象とし、その設置者等が定めた利用料の全部又は一部を支給し、その利用に係る経済的負担の軽減を図るとともに、多様な子ども・子育て支援の円滑な利用への支援を行うものです。この施設等利用費の額については、一月につき、法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、子どものための教育・保育給付との均衡、子ども・子育て支援施設等の利用に要する標準的な費用の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定し

た額とすることとされているところ、昨今の物価上昇・賃金動向等も踏まえ、保護者の経済的負担を軽減し、こどもの育ちを一層支援するため、当該利用費の上限額の見直しを行うものです。

第二 改正の概要

1 改正政令について（第 15 条の 6 関係）

子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 15 条の 6 を改正し、法第 30 条の 11 第 2 項の政令で定めるところにより算定した額を次のとおり見直すこととしました。

対象施設等	現行の額	引上げ額	見直し後の額
認可外保育施設等（0～2歳）	42,000円	(+3,700円)	45,700円
認可外保育施設等（3～5歳）	37,000円	(+3,300円)	40,300円
新制度に移行していない幼稚園 （私学助成園）	25,700円	(+2,300円)	28,000円
預かり保育等（0～2歳）	16,300円	(+1,400円)	17,700円
預かり保育等（3～5歳）	11,300円	(+1,000円)	12,300円

2 改正府令について（第 28 条の 20 関係）

子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「則」という。）第 28 条の 20 を改正し、法第 30 条の 11 第 2 項の政令で定めるところにより算定した額のうち、令第 15 条の 6 第 2 項第 2 号に規定する場合における内閣府令で定めるところにより当該特定子ども・子育て支援を受けた日数に応じて算定した額の日額単価について、次のとおり見直すこととしました。

給付単価	現行の額	引上げ額	見直し後の額
一月につき法第 7 条第 10 項第 5 号に掲げる事業から特定子ども・子育て支援を受けた日数が内閣府令で定める一月当たりの日数（26 日（則第 28 条の 20 第 1 項））を下回る場合の日額単価	450円	(+40円)	490円

第三 施行期日

改正政令及び改正府令の施行期日は、令和 8 年 10 月 1 日です。

第四 その他

今般の施設等利用給付交付金の給付上限額の見直しは保護者負担の軽減を目的とするものであることから、この見直しを契機として、対象となる幼稚園や認可外保育施設において、合理的な理由のない保育料等の引上げが行われることにより、公費負担を通じて事業者が過度な利益を得ることにつながることをないよう適切に対応していく必要があります。

このため、今般の給付上限額の引き上げ分が利用者に確実に裨益しているかを確認するため、今後、フォローアップや確認調査の実施を予定しております。

各自治体におかれましては、本見直しの趣旨を十分にご理解いただき、域内の事業者に対し、この見直しを契機として、合理的な理由のない保育料等の引上げを行わないよう、御周知いただきますようお願いいたします。

以上

【別添資料】

別添1 子ども・子育て支援法施行令の一部改正（本文・新旧対照表）

別添2 子ども・子育て支援法施行規則の一部改正（本文）

【本件連絡先】

こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室

[TEL:03-6858-0127](tel:03-6858-0127)（直通）

Mail:kouteikakaku.kyufu2@cfa.go.jp

※お問い合わせはメールでご連絡ください。